



# 計量証明書



発行番号 : W172842 - 1 / 2  
 受付番号 : H2016-12251  
 発行年月日 : 2017年6月27日

三和技研工業株式会社

御中

件名 :  
 水質検査

事業者 : 中外テクニクス株式会社  
 住所 : 広島県広島市西区横川新町9-12  
 事業所 : 環境事業本部 本部環境技術センター  
 所在地 : 広島県広島市西区横川新町9-12  
 TEL : 082-295-2237

計量証明登録番号 : 広島県 K-50号

計量管理者 鳥飼 宏行  
 分析責任者 吉野 幸博

ご依頼による濃度に係る計量結果を、下記のとおり証明致します。

採取場所 : 光処分場 (光市小周防上石遠203-3) 採取年月日 : 2017年6月15日

試料名 : 地下水上流

計量の対象及び単位		計量の結果	定量下限	基準値	計量の方法
アルキル水銀	mg/L	検出せず	0.0005	検出されないこと	S46環告第59号付表2
総水銀	mg/L	検出せず	0.0005	0.0005	S46環告第59号付表1
カドミウム	mg/L	検出せず	0.0003	0.003	JIS K0102 (2016) -55.4
鉛	mg/L	0.001	0.001	0.01	JIS K0102 (2016) -54.4
六価クロム	mg/L	検出せず	0.005	0.05	JIS K0102 (2016) -65.2.1
砒素	mg/L	0.004	0.001	0.01	JIS K0102 (2016) -61.2
全シアン	mg/L	検出せず	0.1	検出されないこと	JIS K0102 (2016) -38.1.2及び38.5
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	検出せず	0.0005	検出されないこと	S46環告第59号付表3
トリクロロエチレン	mg/L	検出せず	0.001	0.01	JIS K0125 (2016) -5.2
テトラクロロエチレン	mg/L	検出せず	0.0005	0.01	JIS K0125 (2016) -5.2
ジクロロメタン	mg/L	検出せず	0.002	0.02	JIS K0125 (2016) -5.2
四塩化炭素	mg/L	検出せず	0.0002	0.002	JIS K0125 (2016) -5.2
1,2-ジクロロエタン	mg/L	検出せず	0.0004	0.004	JIS K0125 (2016) -5.2
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	検出せず	0.002	0.1	JIS K0125 (2016) -5.2
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	検出せず	0.004	0.04	JIS K0125 (2016) -5.2
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	検出せず	0.0005	1	JIS K0125 (2016) -5.2
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	検出せず	0.0006	0.006	JIS K0125 (2016) -5.2
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	検出せず	0.0002	0.002	JIS K0125 (2016) -5.2
チウラム	mg/L	検出せず	0.0006	0.006	S46環告第59号付表4
シマジン	mg/L	検出せず	0.0003	0.003	S46環告第59号付表5の第1

試料名 : 地下水上流

計量の対象及び単位		計量の結果	定量下限	基準値	計量の方法
チオベンカルブ	mg/L	検出せず	0.002	0.02	S46環告第59号付表5の第1
ベンゼン	mg/L	検出せず	0.001	0.01	JIS K0125 (2016) -5.2
セレン	mg/L	検出せず	0.001	0.01	JIS K0102 (2016) -67.2
1,4-ジオキサソ	mg/L	検出せず	0.005	0.05	S46環告第59号付表7の第3
クロロエチレン	mg/L	検出せず	0.0002	0.002	H9環告第10号付表第2
以下余白					

**特記事項**  
 検出せずとは定量下限未満のことです。  
 S46環告第59号(最終改正：H28.3.30 環境省告示第37号)  
 H9環告第10号(最終改正：H28.3.29 環境省告示第31号)  
 基準値は「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令別表第二」  
 (S52.3.14 総理府・厚生省令第1号、最終改正：H28.6.20 環境省令第16号)によるものです。

計量証明の事業の工程の一部を外部の者に行かせた場合にあつては、  
 当該工程の内容、当該工程を実施した事業者の氏名又は名称及び事業所の所在地

\*\*\*\*\*

**計量証明にかかわらない事項**  
 持ち込まれた試料に対し計量証明を行ったものです。  
 試料の採取：中外テクノス株式会社 山口支店 (所在地：山口県周南市築港町5-27)



# 計量証明書



発行番号 : W172843 - 1/2  
 受付番号 : H2016-12251  
 発行年月日 : 2017年6月27日

三和技研工業株式会社

御中

件名 :  
 水質検査

事業者 : 中外テクニクス株式会社  
 住所 : 広島県広島市西区横川新町9-12  
 事業所 : 環境事業本部 本部環境技術センター  
 所在地 : 広島県広島市西区横川新町9-12  
 TEL : 082-295-2237



計量証明登録番号 : 広島県 K50号

計量管理者 鳥飼 宏行  
 分析責任者 吉野 幸博



ご依頼による濃度に係る計量結果を、下記のとおり証明致します。

採取場所 : 光処分場 (光市小周防上石遠203-3) 採取年月日 : 2017年6月15日

試料名 : 地下水下流

計量の対象及び単位		計量の結果	定量下限	基準値	計量の方法
アルキル水銀	mg/L	検出せず	0.0005	検出されないこと	S46環告第59号付表2
総水銀	mg/L	検出せず	0.0005	0.0005	S46環告第59号付表1
カドミウム	mg/L	検出せず	0.0003	0.003	JIS K0102 (2016) -55.4
鉛	mg/L	検出せず	0.001	0.01	JIS K0102 (2016) -54.4
六価クロム	mg/L	検出せず	0.005	0.05	JIS K0102 (2016) -65.2.1
砒素	mg/L	0.005	0.001	0.01	JIS K0102 (2016) -61.2
全シアン	mg/L	検出せず	0.1	検出されないこと	JIS K0102 (2016) -38.1.2及び38.5
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	検出せず	0.0005	検出されないこと	S46環告第59号付表3
トリクロロエチレン	mg/L	検出せず	0.001	0.01	JIS K0125 (2016) -5.2
テトラクロロエチレン	mg/L	検出せず	0.0005	0.01	JIS K0125 (2016) -5.2
ジクロロメタン	mg/L	検出せず	0.002	0.02	JIS K0125 (2016) -5.2
四塩化炭素	mg/L	検出せず	0.0002	0.002	JIS K0125 (2016) -5.2
1,2-ジクロロエタン	mg/L	検出せず	0.0004	0.004	JIS K0125 (2016) -5.2
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	検出せず	0.002	0.1	JIS K0125 (2016) -5.2
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	検出せず	0.004	0.04	JIS K0125 (2016) -5.2
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	検出せず	0.0005	1	JIS K0125 (2016) -5.2
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	検出せず	0.0006	0.006	JIS K0125 (2016) -5.2
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	検出せず	0.0002	0.002	JIS K0125 (2016) -5.2
チウラム	mg/L	検出せず	0.0006	0.006	S46環告第59号付表4
シマジン	mg/L	検出せず	0.0003	0.003	S46環告第59号付表5の第1

試料名 : 地下水下流

計量の対象及び単位		計量の結果	定量下限	基準値	計量の方法
チオベンカルブ	mg/L	検出せず	0.002	0.02	S46環告第59号付表5の第1
ベンゼン	mg/L	検出せず	0.001	0.01	JIS K0125(2016)-5.2
セレン	mg/L	検出せず	0.001	0.01	JIS K0102(2016)-67.2
1,4-ジオキサン	mg/L	検出せず	0.005	0.05	S46環告第59号付表7の第3
クロロエチレン	mg/L	検出せず	0.0002	0.002	H9環告第10号付表第2
以下余白					

## 特記事項

検出せずとは定量下限未満のことです。  
 S46環告第59号(最終改正: H28.3.30 環境省告示第37号)  
 H9環告第10号(最終改正: H28.3.29 環境省告示第31号)  
 基準値は「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令別表第二」  
 (S52.3.14 総理府・厚生省令第1号、最終改正: H28.6.20 環境省令第16号)によるものです。

計量証明の事業の工程の一部を外部の者に行わせた場合にあっては、  
 当該工程の内容、当該工程を実施した事業者の氏名又は名称及び事業所の所在地

\*\*\*\*\*

## 計量証明にかかわらない事項

持ち込まれた試料に対し計量証明を行ったものです。  
 試料の採取: 中外テクノス株式会社 山口支店 (所在地: 山口県周南市築港町5-27)



# 計量証明書



発行番号 : W172841 - 1/2  
 受付番号 : H2016-12251  
 発行年月日 : 2017年6月27日

三和技研工業株式会社

御中

件名 :  
 水質検査

事業者 : 中外テクニクス株式会社  
 住所 : 広島県広島市西区横川新町 9-12  
 事業所 : 環境事業本部 本部環境技術センター  
 所在地 : 広島県広島市西区横川新町 9-12  
 TEL : 082-295-2237

計量証明登録番号 : 広島県 K-50号

計量管理者 鳥飼 宏行  
 分析責任者 吉野 幸博

ご依頼による濃度に係る計量結果を、下記のとおり証明致します。

採取場所 : 光処分場 (光市小周防上石遠203-3) 採取年月日 : 2017年6月15日

試料名 : 浸透水

計量の対象及び単位		計量の結果	定量下限	基準値	計量の方法
アルキル水銀	mg/L	検出せず	0.0005	検出されないこと	S46環告第59号付表2
総水銀	mg/L	検出せず	0.0005	0.0005	S46環告第59号付表1
カドミウム	mg/L	検出せず	0.0003	0.003	JIS K0102 (2016) -55.4
鉛	mg/L	検出せず	0.001	0.01	JIS K0102 (2016) -54.4
六価クロム	mg/L	検出せず	0.005	0.05	JIS K0102 (2016) -65.2.1
砒素	mg/L	0.001	0.001	0.01	JIS K0102 (2016) -61.2
全シアン	mg/L	検出せず	0.1	検出されないこと	JIS K0102 (2016) -38.1.2及び38.5
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	検出せず	0.0005	検出されないこと	S46環告第59号付表3
トリクロロエチレン	mg/L	検出せず	0.001	0.01	JIS K0125 (2016) -5.2
テトラクロロエチレン	mg/L	検出せず	0.0005	0.01	JIS K0125 (2016) -5.2
ジクロロメタン	mg/L	検出せず	0.002	0.02	JIS K0125 (2016) -5.2
四塩化炭素	mg/L	検出せず	0.0002	0.002	JIS K0125 (2016) -5.2
1,2-ジクロロエタン	mg/L	検出せず	0.0004	0.004	JIS K0125 (2016) -5.2
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	検出せず	0.002	0.1	JIS K0125 (2016) -5.2
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	検出せず	0.004	0.04	JIS K0125 (2016) -5.2
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	検出せず	0.0005	1	JIS K0125 (2016) -5.2
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	検出せず	0.0006	0.006	JIS K0125 (2016) -5.2
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	検出せず	0.0002	0.002	JIS K0125 (2016) -5.2
チウラム	mg/L	検出せず	0.0006	0.006	S46環告第59号付表4
シマジン	mg/L	検出せず	0.0003	0.003	S46環告第59号付表5の第1

試料名： 浸透水

計量の対象及び単位		計量の結果	定量下限	基準値	計量の方法
チオベンカルブ	mg/L	検出せず	0.002	0.02	S46環告第59号付表5の第1
ベンゼン	mg/L	検出せず	0.001	0.01	JIS K0125 (2016) -5.2
セレン	mg/L	検出せず	0.001	0.01	JIS K0102 (2016) -67.2
1,4-ジオキサン	mg/L	検出せず	0.005	0.05	S46環告第59号付表7の第3
クロロエチレン	mg/L	検出せず	0.0002	0.002	H9環告第10号付表第2
以下余白					

特記事項

検出せずとは定量下限未満のことです。  
 S46環告第59号 (最終改正：H28. 3. 30 環境省告示第37号)  
 H9環告第10号 (最終改正：H28. 3. 29 環境省告示第31号)  
 基準値は「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令別表第二」  
 (S52. 3. 14 総理府・厚生省令第1号、最終改正：H28. 6. 20 環境省令第16号) によるものです。

計量証明の事業の工程の一部を外部の者に行わせた場合にあっては、  
 当該工程の内容、当該工程を実施した事業者の氏名又は名称及び事業所の所在地

\*\*\*\*\*

計量証明にかかわらない事項

持ち込まれた試料に対し計量証明を行ったものです。  
 試料の採取：中外テクノス株式会社 山口支店 (所在地：山口県周南市築港町5-27)